

# AI 入所選考システム構築業務仕様書

令和8年4月

川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課

## 1. 業務目的

本業務は、保育所等の入所選考業務について、AI を活用した入所選考システムを構築することにより、利用調整業務の効率化を図り、作業時間を大幅に削減することで市民サービスを向上することを目的とする。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名称  
AI 入所選考システム構築業務
- (2) 履行期間  
契約締結日から令和10年3月31日まで（本稼働予定日：令和9年9月1日）
- (3) 履行場所  
川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課（川西市中央町12番1号）

## 3. 業務内容

本業務は、児童ごとの申請情報（指数、希望施設）及びきょうだい児に係る情報に基づき、保育施設の空き状況等を踏まえ、優先度の高い児童から順番に入所選考を行うことができる機能を有するシステムの構築及び運用に必要となる関連業務を行うものである。

- (1) 受託者は契約締結後、以下に掲げるものを速やかに提出すること。
  - ア 実施計画書
  - イ 業務スケジュール
  - ウ テスト計画書
- (2) 受託者は本業務について、以下に掲げる事項を実施すること。
  - ア 「4. 機能要件」に定める機能を網羅したシステムの設計及び構築
  - イ テスト計画書に基づくテストの実施及びシステムの稼働確認
  - ウ システム環境の構築及び設定
  - エ 職員向け研修（操作方法の説明）

## 4. システム連携要件

本システムは、子ども・子育て支援システムと連携し、児童情報、申請情報、指数情報等を取得できること。また、本システムで作成した入所選考結果について、子ども・子育て支援システムへ連携又は出力できること。なお、連携方法及び連携データのレイアウトについては、本市と協議のうえ決定すること。また、システムの構築環境についても、本市と協議のうえ決定すること。

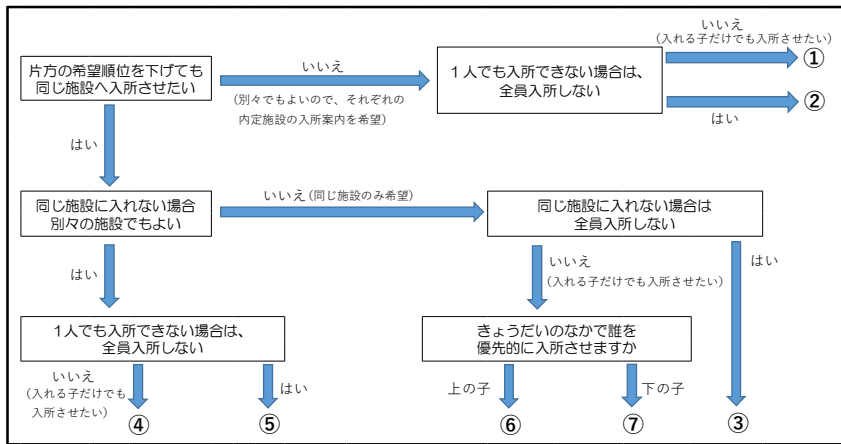
## 5. 機能要件

本システムに関する機能要件は、次のとおりとする。本表に示す機能要件については、原則として対応すること。なお、満たさない機能がある場合は、その内容及び代替手段について企画提案書において明示すること。

No.	機能要件
1	保育の優先度を決定する指数について、加点・減点問わず、その項目を任意に設定できること。また、項目の修正ができること。
2	選考を行うタイミングによって、申請種別ごとの優先度を設定することができる。 (4月) ①：兄弟姉妹が在籍する施設への転園 ②：①以外の転園 ③：新規 (例月) ①：兄弟姉妹が在籍する施設への転園 ②：新規 ③：①以外の転園

3	兄弟姉妹が在籍する施設への転園や、連携施設への転園など、特定の希望施設に関してのみ加点を行うことができること。
4	一部の条件にあてはまる児童のみを抽出して選考を行うことができること。 (小規模保育事業所を卒園する児童の転園選考等)
5	フラグの設定等を行うことにより、特定の児童に関してのみ選考の対象から外すことができること。
6	きょうだい同時の入所申請において、保護者が指定したきょうだい同時入所区分(※)に基づいた、入所選考を行うことができること。
7	児童ごとの申請情報(指数、希望施設)及び、施設の空き状況に基づき、保育の優先度の高い児童から順番に入所内定させることができること。
8	指数が同点となり競合が発生した場合、本市が定める基準(下記)に基づき、保育の優先度の高い児童から順番に入所内定させることができること。 (1) 父母の指数の低い方どうしを比較し、指数の高い児童を優先 (2) 待機期間のより長い児童を優先 (3) ひとり親世帯を優先 (4) 障がいや有する等、配慮が必要な児童を優先 (5) 生活保護を受給している世帯を優先 (6) 父母の通勤時間、祖父母による保育が期待できない等の状況を総合的に判断 (7) 保育料の滞納がない世帯を優先
9	転園が決定したことにより元の在籍施設に生じた空きについて、選考に反映することができること。また、反映しないこともできること。
10	5分以内に選考処理が終了すること。
11	入所選考中に申請状況や空き状況等に変更が生じ、選考結果の修正が必要となった場合、繰り返し選考を実施することができること。
12	入所選考結果について、待機順位や最低点数等を確認することができること。内定、不内定となった理由が容易に確認できること。

※きょうだい同時入所区分チャート



## 6. スケジュール

本業務の実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期日（予定）
契約締結	令和8年6月2日（火）頃
システム構築作業 稼働テスト	契約締結日以降 令和9年8月31日（火）まで
本稼働	令和9年9月1日（水）
システム運用・保守	令和9年9月1日（水）以降 令和14年8月31日（火）まで

## 7. 成果物

本業務における成果物は、次のとおりとする。なお、本業務で調達する端末機器一式及びプリンタについては、各システムごとに個別に調達・設置するものではなく、子ども・子育て支援標準準拠システム、AI入所選考システム及び学童保育システム間において共用することを前提とする。

- (1) AI入所選考システム一式
- (2) 本システムを利用するための端末機器一式（1台）
- (3) 本システムと連携したプリンタ（2台）
- (3) システム設計書
- (4) 操作マニュアル（システム操作方法及び運用手順を含む）
- (5) 作業報告書（議事録、課題管理表等を含む）
- (6) テスト結果報告書

## 8. システム運用・保守

別紙「子ども・子育て支援標準準拠システム、AI入所選考システム及び学童保育システムに係る運用・保守業務要求水準書」で定めるとおりとする。

## 9. 機密保持

- (1) 本業務の履行にあたり知り得た本市の業務上の情報及び個人情報（以下「機密情報」という。）について、第三者に漏えいしてはならない。これは契約期間中のみならず、契約期間終了後においても同様とする。
- (2) 本業務の履行にあたり取り扱う機密情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、適正に管理するものとする。
- (3) 本業務に関連して取得したデータ及び資料等を、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (4) 本業務の終了後は、本市の指示に従い、本業務により取得又は作成したデータ及び資料等を速やかに返却又は消去するものとする。

## 10. 留意事項

- (1) 再委託の禁止  
受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。また、再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容等を事前に書面で本市へ届け出るものとする。

- (2) 議事録の作成  
本業務に関する打合せを実施した場合は必ず議事録を作成し、本市の確認を受けるものとする。
- (3) 法令遵守  
受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び本市の関係規定等を遵守するものとする。
- (4) 協議事項  
本仕様書に定めのない事項または本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、本市と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (5) 作業の報告  
受託者は、本業務に関して作業を実施する場合、本市への連絡を密に行い、作業の進捗状況等を報告すること。
- (6) セキュリティ  
本システムは個人情報を取り扱うことから、適切なセキュリティ対策を講じること。
- (7) バックアップ  
本システムで取り扱うデータについては、システム障害等に備え、適切なバックアップを実施すること。

## 11. 問い合わせ先

川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課 山平、宮内

住所：〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号

電話：072-740-1175

e-mail：kawa0211@city.kawanishi.lg.jp